

リサイクル伝言板について

粗大ごみの申し込みの中には、「まだまだ使用可能だけれど、家族の成長や家のリフォームなどで不要になってしまった」というものも少なくないようです。

市では、資源の有効活用と、粗大ごみの減量・リサイクルを推進するため、『**リサイクル伝言板 あげます・ください**』を設置しております。使わなくなった物をリサイクルしてみませんか？ぜひご活用ください。

【利用の方法】

設置場所

- 市役所生活環境課前、市ホームページ

取り扱い品

- 粗大ごみに区分されるもの、育児用品、介護用品、本、衣類、食器

申し込み方法

- 伝言板に用意してある所定の用紙に必要事項を記入し、受付ボックスに投函する。または、生活環境課窓口、郵送、電話、FAX、インターネットホームページから申し込む

掲示期間

- 受付の日から1ヶ月間（市役所・市ホームページ）

受け渡し方法

- 当事者どうしの受渡し
（取引が決定した場合は、生活環境課に連絡する）

小型家電の拠点回収事業について

平成25年度より小型家電リサイクル法が施行されました。対象品の多くは不燃ごみとして出すこともできますが、小型家電として回収されると、金や銀・レアメタルのほか環境に有害な鉛等も回収されます。ぜひ、ご活用ください。

●対象品

デジタルカメラ、家庭用ゲーム機、携帯型ゲーム機、電卓、電子手帳、携帯電話、アダプタ、ノートパソコン他

●拠点回収場所

市役所、中央図書館、中央公民館、郷州公民館、高野公民館、北守谷公民館、保健センター、北守谷児童センター（キ・ターレ）文化会館、カスミフードスクエアイオンタウン守谷店、カスミ松ヶ丘店

常総環境センターへの直接搬入について

「もりやクリーンカレンダー」のごみ回収日程以外に、諸事情により急きよ家庭ごみの排出を希望される場合、常総環境センターへ直接自ら持ち込むことができます。（直接持ち込む場合は、有料となります。）

●搬入方法● 市役所生活環境課で搬入の許可申請をしてください

●搬入時間● 月曜日から金曜日まで（祝日除く）9時から16時まで

※許可申請や搬入については、生活環境課へ直接お問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。

守谷市ホームページ <https://www.city.moriya.ibaraki.jp>

お問い合わせ／守谷市役所生活環境課 ☎45-1111